

入札心得書

- 1 入札参加者は、普通財産売払公告及び本心得書を了承の上、入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し町の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札の参加申込みをしようとする者は、公告で指定された日時までに、普通財産売払一般競争入札参加申込書及び誓約書に、発行日から3か月以内の身分証明書及び住民票の写し（法人の場合は現在事項全部証明書及び役員等一覧表）、印鑑証明書並びに税金等納税状況調査同意書を付して提出してください。なお、提出の方法は持参、郵送（締め切り期限までに、到着のこと。）を問いません。
- 4 入札は、所定の入札書により、公告で指定された日時、場所及び方法により、封書にて提出してください。なお、提出の方法は持参、郵送（締め切り期限までに、到着のこと。）を問いません。
- 5 入札書は、入札者の住所、氏名（団体又は法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又はその名称及び代表者名）を記入の上、必ず印鑑登録がされた印鑑（委任状の受任者にあつては委任状に押印された受任者の印鑑）を押印してください。
- 6 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 7 次の各号に掲げる一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格がない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札者が他の入札者の代理をして入札したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札したと明らかに認められたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められるとき。
 - (6) 予定価格を下回る金額を記載し入札したとき。
 - (7) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項を確認できないとき。
 - (8) 入札者の代理権限のない者が入札したとき。
 - (9) 入札者が入札金額を訂正した入札をしたとき。
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したとき。なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいいます。
 - ① 当該物件を暴力対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの。
（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
 - ② 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
（注意事項）
「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

④ ①から③に掲げるものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの

8 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者の立ち会いのもとで行います。この場合において、入札者が立ち会わないときは、町の指定した職員を立ち会わせて開札します。

9 開札の結果、町の予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とします。ただし、同一物件に対する最高落札提示者が複数の場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

10 落札者が、落札決定の日（議会の議決を要する契約については、議決の日）から7日以内に契約を締結しない場合には、特別な事情がない限りその落札は無効とします。

11 落札者は、売買契約を締結する際に、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を、町の定める納付書により現金及び小切手（銀行振出し又は銀行の支払保証のあるものに限る。）で納めるものとします。

12 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、契約書に記載された日までに支払うものとします。

13 契約保証金は、前項の金額を納入期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当します。ただし、この金額を納入期限までに完納しないときは、町に帰属します。

14 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令及び愛南町関連例規の定めるところにより処理します。